慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	経済時事評論
Sub Title	
Author	安川, 貞三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.12 (1918. 12) ,p.1769(135)- 1783(149)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181201-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

人に對する運賃請求權に付きて考察せん商法第六百六條に依れば荷受人の運送賃支拂の義務は運送契約又は船荷證券の趣旨に從ひて之を負ふものなり故に此二者を區別せざる可らず。

一、船荷證券を發行したる場合には船荷證券の所持人と船舶所有者との關係は船荷證券の定むる所に依る（商法第六百二十九條及び第三百三十四條）故に船荷證券に双方の運送契約による運送賃を記載しあるときは船舶所有者は之を請求し得ること勿論なるも若し何れか一方の運送賃のみの記載あるに止まるときは記載せざる運送賃は之を請求するを得さるべし

二、船荷證券を發行せざる場合には運送賃は運送契約の趣旨に從ひて之を定むべきが故本件の場合に第一運送契約及第二運送契約に於て何れも運送賃は荷受人拂なる旨を定めたるときは双方の契約に於ける荷受人の地位を兼有せる本件の荷受人は双方の運送賃支拂の義務を負ふものと云はざる可らず之に反し左の如き場合には荷受人は斯の如き義務を負はず

甲、傭船者に於て自己の運送賃取立の委任を船舶所有者に對して爲さゞりしとき、此場合は傭船者が運送賃を荷送人より受取るべきか荷受人に對して之を延期するか或は之を拋棄するかによりて生ずべく荷受人は單に船舶所有者に對する運送賃を支拂ふを以て足るものとす。

乙、船舶所有者に於て傭船者に對し運送賃の支拂を延期するか或は之を拋棄するの特約を爲したるときは荷受人は船舶所有者に對する運送賃を支拂ふを要せず單に傭船者に對する運送賃を支拂ふを以て足るものとす

以上論じたるが如く荷受人は船舶所有者に對し二個の運送契約に於ける運送賃を支拂ふを要せず其一方のみを支拂ふを要する場合あり必ずしも判決所説の如く船舶所有者は自己の權利として常に双方の運送賃を荷受人に請求するを得るものと云ふべからず

經濟時事評論

安川貞三

自由の勝利か

世界を渦亂の中に投じ、歐洲全土を血の海と化した歐洲大戰亂も突如として其終局を告げて、休戰條約は聯合軍全勝の體で既に締結せられた。嘗ては全世界を睥睨して其覇を唱へしカイゼルも今や大亂の發頭人と目されて隣國和蘭に逃れ、其の餘命の不安に懊惱しつゝある。此際過去五年間戰爭の慘禍を嘗め盡したる聯合諸國が此の光榮ある戰爭の終局に際して歡喜措く能はざるの狀あるは吾人の推測するに餘りある處である。而して聯合國の一たる我國が亦此の戰勝の悦びに參加せんとして都下に各種の催しありて市民の休戰祝賀の聲の滿都を繞かしつゝあるは毫も怪むを要しないのである。只然かしながら我國は交戰國の一たりとは云へ事實に於て戰場遠く隔たりて、戰爭の慘禍を蒙ること少なく、否或る意味に於て之がため非常の發展を來たしたる事實の存す爲か、我國に於ける戰爭祝賀の聲は種々の意味に於て聞き取ることが出來るのである。蓋し我國人の悦びは苦惱を脫したといふ喜でもなければ又國家を危急存亡の淵より助け得たりと云ふ佛人の歡喜でもあるまい。而して又自個の競爭者を仆し得て其沈衰しつゝありし世界的覇權を維持し得たる英人の喜びでは無論無いのである。則ち我國民多數の喜びは多く親戚の幸福を共に祝する、それに似て、歐洲交戰國民のそれの如く痛切なる能はざるは蓋し自然の勢と云はざるを得ないのである。然れ共かかる一般群衆の單純なる歡呼に付ては善良なる人々の行動として推稱こそすれ毫も非難す

る理由を見出さないけれども而も國民中の所謂識者の喜びに到りては決して斯くの如く單純なる淡き喜びにも非ざれば又かゝる喜びを以て滿足することも出來ないのである。其多くは現戰爭の結果を以て或は人道正義の勝利、軍國主義の倒壞又は民本主義の勝利などと云ふ種々の公明正大なる理由を附せんとするものが多い。然かり歡呼の聲が只他人の幸福否特に親愛なるものゝ幸福を以て自己の幸福なりとする單純にして而も善良なる感情の發露であるとせば則ち可なりと雖も、斯の如く之に對して特種の思想、政策上の理由を附せんとするに到りては特に愼重なる注意を以てせずんば甚だしき害毒を社會に流がすに到るや保し難きものがあるのである。而して吾人が玆に世人の注意を喚起せんとするは聯合軍側の勝利を以て自由の勝利なりとするの聲である。蓋し聯合國側の盟主を以て任ずる者が英國たるよりして當然世人の頭惱に閃めく聯想であつて、特に崇英論者によつて屢々主張せらるゝ所である。

獨逸の勝利と組織的能力

歐州戰爭が事實の上に於て自由主義、民本主義、人道主義を叫ぶ聯合國の勝利と、干涉主義、官僚主義、強國主義の獨逸の屈服を以て終熄を告げたからとて、此を以て直ちに自由の勝利となすは稍々早計と皮想の謗を免かれない。否吾人を以て見れば獨逸に於て養はれ發達したる特種の制度は今や充分なる試驗を經て事實の上に歐米各國の思潮、制度を動かしつゝあるを發見するのである。則ち玆に特種の制度とは所謂オルガニゼーションを意味するものに外ならない。蓋し此制度こそ是れ人類が社會的生活をして特定の目的を達せんがためには最も有效なる力を附與するものであつて、其效果たるや此度の戰爭によりて確實に實證せられた所である。而して獨逸の屈服は毫も其價値を減ずる所以ではないのである。獨逸の敗亡は只獨逸國家の敗亡に過ぎないのであつて、獨逸に養はれたる此制度の失敗を意味するものではない。否、少しく奇矯の言を用ふることの許さるゝならば獨逸は形の上に敗れたりと雖も實の上には勝つてゐると云ふことが出來るのである。今此を此度の戰爭に見よ獨逸が其賴母しからざる二三の與國を率ひて殆んど全世界を敵としてよく五ケ年を支へ敵をして一步も自國內に踏み入るを許さざりしはこれ其組織宜しを得て限りある人と物とを最も經濟的に毫末の無駄もなく利用し得たるが結果に外ならないのである。而してかの獨逸突如として而も殆んど無條件屈服に等しき休戰條約を甘受せざるを得ざりし事實も亦此の組織のよの行き亘りたる半面を現はしたるものと云ふ事が出來る。則ち英佛米に到りては猶餐に沈りし大家の零落したるが如く物資に窮すると云ふも尙何處かに餘裕ありて敵けば何か出て來るものであるが、獨逸に到りては恰も無駄なく切り詰めたる生活を營む家族の如きものであつて一度蹉躓を生ずれば全然行き詰りて最早毫末の融通も出來ない狀態にあつたものでかく突如として休戰を申出で屈辱的條件を甘受せざるを得なかつたのである。更に之を露國と比較せんか同國の革命後今日に到る迄久しき時日に亘るも國內の秩序尙未だ恢復せずして混沌たるものあるに、獨逸の革命が今日秩序整然として平穩無事の內に行はれつゝあるが如き蓋し兩國民の間に於ける組織的能力の有無、優劣に歸せざるを得ないのである。

是を以て觀れば獨逸が戰爭に破れたるはこれ。量に破れたるものにして、質に破れたるものでは

はないのである。彼が今日其終局に於て破れたりと雖も尙よく戰鬪に勝を制し敵をして一步を國內に踏入れさざりしは亦如上の理由に基くものである。換言すれば聯合軍の勝は量によつて勝つたのであつて、其質に於ては敗けてゐるのである。戰爭には勝つても戰鬪には敗けてゐるのである。而して獨逸をしてかかる勝利を得せしめたるものは是れ組織の力に外ならぬ。然るに此絕大なる力たる組織の爲には絕對無條件なる自由は之を許すことは出來ないのであつて個人は或る程度に於て常に一定の權力に拘束せらるゝことを必要とするのである。勿論其權力の專制君主の權力たると多數人民の協議に基く權力たるとは問ふ處でない。されば聯合軍の勝利を以て直ちに無條件なる自由の勝利となすは失當の謗を免かれないのである。蓋し獨逸が終局に於て其量に敗れたるは其組織其物の罪に非ずして其方針を誤まりたるの故であるからである則ち彼が縱令正義を無視するも、力だにあらば世界を支配し得ると信じたる點に彼の誤まりは存するのであつて、此理想を達せんがために組織を利用したる一段に到りては毫も批難する所を見ないのである。組織の力は猶銳利なる肉切庖刀の如きものである。市井の無賴漢が之を振翳して人を傷け社會を脅威したればとてそは危刀の罪に非ずして人の罪である。其利用方法を誤まりし結果と云はざるを得ないのである。誤解する勿かれ吾人は獨逸其物を崇拜するのではない。吾人の眞意は只社會生活の上に於ける組織の意義を高調せんとするに在る。而してかの獨逸憎さが故にあらゆる獨逸の文化をも否認せんとする如き狹偏なる態度は是れ吾人の取らざる所なのである。

經濟政策に表はれたる我が官僚及政黨

兩系の思想と其誤謬

斯の如く歐洲には官僚政治、軍國主義の獨逸仆れて、民主政治、自由主義の英佛米の興りつゝある際に恰も之と時を同くして我國には官僚的、軍國的の寺內內閣仆れて、民本主義、自由主義、平民主義を標榜する原內閣の成立を見るに到つた。斯く時代思潮の順流に投じたる原內閣は我國最初の政黨內閣として一部階級の歡迎を受け國務よりも寧ろ之が應接に忙殺せられんず有樣である。遮莫吾人を以て見れば我が爲政家が眞に國民全體の幸福を主眼として專橫の行動なき以上は其寺內々閣たると原內閣たるとは吾人の多く關する所ではないのであるけれども、而も今日我國民が此等兩內閣を迓迎したるに際して特に余輩の注意を喚起したる重大なる一事がある。かの我國の經濟政策が寺內內閣の官僚的干涉主義より原內閣の自由放任主義へ急轉直下したることは則ち是である。勿論凡ての政策が徹底的に正反對の立場へ轉化するは今日社會の實狀の許さゞる所であるが、而も少なくとも兩內閣の經濟政策に對する思想は此兩極端を代表してゐるものと考へらるゝのである。則ち寺內內閣に於ては國家權力の萬能を信ずること深くして、恰も國家の力を以てよく一國々民生活を左右し得ると思惟したるが如き形跡がある。而してかの仲小路農相の下に發布せられたる暴利取締令及び米穀收用令の如きは最もよく寺內々閣の經濟政策に對する思想を象徵したるものと云ふことが出來る。

經濟政策の效果に對する制限

思ふに今日の交易經濟なるものは一定の社會的秩序の下に行はるゝものであつて、其中にても國家は特に經濟の發達に對し重大なる意義を有するものである。蓋し今日社會に於ける各經

濟の活動は凡て國家の制定したる法律に準據することを必要とし、もし之に反するものある場合には國家は其有する實力によりて之が準據を強制し得るからである。されば國家は法律と其實力（例へば警察軍隊財政の力）を以てせば一國經濟を左右すること必ずしも難しとせないのであつて、官僚政治家が常に經濟政策の萬能を信ずる亦故なしとせないのである。然れども國家が法律と實力によりて國民經濟を左右し得るや否やは其政策が一定の條件に適合せりや否やによるものであつて、國家權力の萬能を信ずるが如きは誤れるの甚だしきものと云はざるを得ない。換言すれば吾人の思惟の上よりすれば國家が國民經濟を左右することは必らずしも不可能なりと云ふことは出來ないけれども、之を實際に施して實効を擧ぐるや否やの一段に到りては常に然りとなすことは出來ないのである。然らば國家權力の萬能に對する事實上の制限又は條件とは何ぞやといふ問題が自ら發生する。然れども此制限及び條件の全般に付て說明を下すは玆に吾人の目的とする所でないから次には只寺內々閣の經濟政策の實蹟の擧ぐる能はざりし所以を說明するに必要なる範圍內に於てのみ左に之を說明するに止める。

思ふに國家の行動なるものは名は則ち國家なりと雖も事實に於ては個人によりて行はれ、且つは個人に對して行はるゝものであつて、個人の外に出づることは出來ないのである。從つて國家の行動なるものは常に各個々の人々の精神狀態、敎養及び知能によりて規定せられてゐるものと云はざるを得ないのである。されば國家に於ける當局首腦者の個人的特性及び能力、及び實際國家の行動に携はる可き官吏の知能及び良心の如何、特に經濟政策の對象となる可き一般國民が國家當局の意向に贊同して之を援助し、且つは國民の參加を必要とする場合には彼等自ら其施設を有效ならしむ可き條件を進んで與ふるの意思又は能力のありや否やは一國經濟政策が其目的を達する上に於て至大の影響を有するものである。されば同じく一國の經濟政策にても甲大臣の行ひてならざるもの復た必ずしも乙大臣にも不可能なりとなすことは出來ない。又例之鐵道國有の制度が獨逸の官吏によりて有利に行はれたりとて、之が直ちに英米の官吏によりて適當に行はるゝと云ふことも出來ないのである。特に一般人民が當局政府の政策に對して吾不關焉の態度を採り又は反抗する場合に於ては當局の政策は到底完全に其目的を達するとは出來ないのである。而して此點に於て常に官僚政治家の缺點は存在するのである。則ち彼等は國民の意向の那邊にあるやは毫も關せ所なくして、只彼等が上より命ずれば直ちに人民は之れに順應し來ると信じて常に國民と沒交涉に其政策を行はんとするのである。かの官僚政治が個性の發達したる國民の間に行はれざる所以も亦一に此點に存在するのである。されば此度の戰爭に際しても國民の氣分緊張したる歐洲交戰國の直截的政策を成金氣分の磅礴たる我國に適用したればとて直ちに其効果の擧がる譯のものでないのである。若し當局者が通貨問題にしろ將た或は米價の問題にしろ我國に於て強いて此種の政策を行はんとすれば大に國民的大運動を起して國民の氣分からして緊張してからねば到底完全な効果は之を期することが出來ないのである。かの米國が參戰するや公債募集或は節約の必要よりして國民的大運動を起し、而して政府當局自ら各地に奔走して國民一般の氣分を緊張せしめんと努めたるはよく這般の消

息を解したるの處置なりと云はざるを得ないのである。然るに我國の國務大臣に到りては何れも其官署の樓上に據を占めて天下を睥睨し一片の法律又は訓令を以てしてよく世道人心を支配し經濟政策の目的を達し得ると信じたるが如き正に官僚政治家の本領を發揮したるものと云ふ可きである。是れ吾人が國民の倫理的觀念、理性知識及び技能を以て經濟政策の効果を定む可き第一の條件なりとなす所以である。

以上吾人は經濟政策の對象たる人民の主觀的方面に於ける條件を論じたか、尙此外吾人は經濟政策の行はるゝ舞臺たる今日の經濟組織に付て注意しなければならぬ。現代に於ける國民經濟なるものは私有財產、分業及び契約の自由を基礎として成立してゐるものである。則ち經濟政策なるものはかゝる制度の中にある經濟に干渉せんとするものである以上は、此政策が充分なる効果を擧け得るのは(一)各個人の自發心を有効なる原動力として利用することを得て(二)而して尙國家は此の自發心が充分なる効果を生するやうに各種の條件を支配し得る場合に限らるのである換言すれば徒らに個人の經濟的利益を無視する經濟政策は充分の効果を生ずるものでない。其充分なる實蹟を收めんとするには個人の自發的行動を利用するに努め、而して此の行動に對する障害物は之を除き、尙其行動を進捗せしむる條件を造るに努めなければならぬ。されば今日の經濟組織の下に於ける國家の强制的權力は只個人の意思決定の方針を間接に定め得るに過ぎないのである。而して又各個人の努力を助け迅速に其効果を得せしむることは出來る。而も國民經濟の發展に理由を置く各個人の努力に反對して實行し得らるものでないのである。蓋し若し然らんには各經濟は其存立を維持することを不可能となり國民經濟の發展は已むからである。かの氣分の緊張したる交戰國に於てすら綿密なる思慮を缺く最高代價の制定が圓滿なる運用を缺きしが如き此理由によるものであつて、尙近くは我國に於て仲小路前農相の暴利取締令が殆んど無効に終り、又米穀收用令亦實際に其圓滿なる運用を期する能はざりしが如き皆此の理由より來りたるものに外ならぬ。是れ吾人が個人の自發心の利用及之れに有効なる條件の構成は經濟政策の有効に對する第二の條件なりとする所以である。

以是觀是寺內內閣の經濟政策が其効果なかりしは以上二個の經濟政策に關する條件を具備せざりしが故であつて之を以て直ちに人爲的調策の無効を說くが如きは蓋し誤まれるの甚だしきものである。

原內閣の自由放任主義

斯の如くして前內閣の經濟政策特に仲小路前農相の暴利取締令及び米穀收用令は見事失敗に終つたのである。茲に於てか新たに起りたる原內閣の山本農相は以上二令を祖先傳來の銘刀に譬へて之を深く寶庫に收め復た拔くの意思なき旨を公表して事實の上に之を廢棄してしまつたのである。然かり吾人と雖も今日の場合現內閣の此の處置に對して敢て反對する理由を有しないものであるけれども、而も現內閣が之を廢棄するに際して前內閣の政策の失敗に終りし理由を究めずして直ちに人爲的政策の効果を否認し且つは其後に到りてもあらふる方面に於て自由放任の主義を固持して變らざるに對しては吾人之に異議なきを得ないのである人爲的の經濟政策と雖も若し適當の條件すら具備せばよく其効果を擧くるに到ることは吾輩の堅く信じ疑はない所である。蓋し前內閣の經濟政策が其効を奏

せざりしはこれ我國人に成金氣分が漲り輕佻浮華の風ありて、當局又之れが緊張に努めざりしと、一は眞正面より個人の利益を否認せんとした結果である。此邊の理を辨へずして直ちに人爲的調節策の無効を云々するは正當缺く嫌があるのである。此故に現內閣に於て此等前內閣の所謂人爲的調節策を抛棄して國民の經濟行爲を自由ならしめ以て個人の自發心に訴へて經濟の調節を計らんとするはよし、而も社會に於ては此等の個人の自由活動を阻害する種々の障害物の存在するを如何せんとするか。特に今日の如き事變に際して此種の障害は甚だしきものある以上は只單に自由に放任したればとて經濟の自然による調節作用は到底之を見ることは出來ないのである。而してかゝる効果を擧げんとするには政府に於て適當なる政策を用ひて極力之が障害たる事情を除去するに努めなければならないのであつて、自由に放任す可きではないのである。尤も現內閣が人爲的調節策の無効なる事を說くは前內閣の上述の二法令を指すものであつて吾輩の玆に所謂個人的の自發的行動を妨ぐる各種の事情を除く爲めに必要なる政策を否認するものではあるまいけれども、而も原內閣は前內閣の米穀に關する以上の二法令の撤廢したるに際し之に代はる可き如何なる調節策に努力しつゝありやと云ふに、吾人は米に付ては關稅の撤廢以外何物をも之を見出すことか出來ないである。勿論關稅の撤廢は個人の自發心の發動によつて米價を自然的調節せしむ可きものであるけれども、而も戰時狀態にある今日にては此の自發心に基く個人行動を阻害する各種の事情の存在するのであつて、此事情を除去することは其効果を發生せしむ可き必須の條件をなすのである。今試みにかゝる事情を擧げんか支那及

蘭貢地方に於ける米穀の輸出禁止並びに船腹の不足の如き即ち其主なるものであつて此際國家が其地位を利用して此等の地方に於ける輸出禁止を解除せしむるが如き又船腹を充分に供して運賃を低廉ならしむるが如きは國家が所謂自然的調節をなすに際して採らざる可からざる政策なのである然らば此點に關し我政府は如何なる努力を試みつゝありや支那に對する輸出禁止の解除に付ては吾人殆んと知る處なきのみならず又船舶管理令の運用に付ては殆んど關する所はなきが如くである。若し現內閣が眞に斯の如き放任主義に出でんか、百の關稅を中止するも直接の効果は到底之を期待することは出來ないのである。見よ今や內閣諸公が政黨內閣祝賀の宴に應接遑なき間に米價の騰貴は其止まる處を知らざるの概があるではないか。則ち十一月二十二日の東京米穀取引所の相場は中物三十八圓四十錢と云ふ空前の高値を表はしてゐる。此を八月の米騷動當時に於ける米價に比すれば實に七圓餘の高値を示してゐるのである。蓋し放任主義の報と云はざるを得ないのである。よし國民の大多數に生活難なしとするも一部の人々の生活は今や急を告げてゐる。政府は如何にして是等の人々の生活難を救濟せんとするか。

然かり而して現內閣の自由放任主義は單に米價調節の上にのみ限らないのであつて、凡ての方面に於て之が實現を見つゝあるのである。かの爲替政策を自由に放任して輸出を制限せんとしたるが如き、又對支放資を打ち切りて之に重を置かざるが如き一として自由放任の方針に出でざるはないのである。斯の如き放任主義は之れ來る可き戰後の反動を益々大ならしむる所以であつて、吾人の斷じて採らざる處である。然らば何を以て然かりと云ふか。

救濟策よりも豫防策

今や我國には戰後の反動の來否に付て悲觀樂觀兩說の行はるゝを見るけれども、吾輩を以て見ればかゝる議論は我國の戰爭景氣の原因を探索すれば容易に解決し得られる處であつて多く疑問とする處はないのである。則ち我國今日の戰爭景氣なるものは輸出貿易の旺盛と海運界の隆昌より來たりたるものであるからして好景氣の繼續如何將た又反動の來否は一にかゝつて以上兩種の原因の繼續如何によるものに外ならないのである。而して如上の原因の發生したるは是れ各歐洲交戰國の國民經濟が戰爭の打擊を受けて其經濟上に於ける各種の組織を亂だされた結果であるからして我國に反動の生ずるや否や將た又其の發生の時期は一に各交戰國の經濟力回復の如何及び其遲速によるものと云はざるを得ないのである。果たして然らば其時期に長短こそあれ反動の發生は殆んど避く可からざる處と云つてよいのである。斯く反動の發生するものとして然らば之によりて最も痛切なる打擊を蒙るものは何人なりやと云ふ蓋し不景氣の襲來によりて其職を解かれ又は所得の減少を來たす勞働者に外ならぬ。是れ蓋し近時我國朝野の間に於て勞働問題の盛んに論議せらる所以であるけれども此點に關しては余輩玆に一言なきを得ないのである。

則ち論者の多くは此際或は勞働組合設立の急を說き或は戰時利得を得たる資本家に對しては假令多少の損失を招くも戰後の不景氣に際して其勞働者を解雇し又は其賃銀を低下するなからんことを以てしてゐるのである。勞働者救濟策として勞働組合の必要なるは今更玆に絮說するを要せざる所であるが而も今日新たに組織せられたる組合が戰後の失業者救濟策として幾何の

價を有するか、蓋し此勞働組合なるもの戰後に際して其共濟的職分を行はんとするも急に之に要する基金を集め得ざるを如何せん、又鬪爭的職分として賃銀の値下げを防止せんとするも戰後の反動を受くるものは單に勞働者に限らず企業家亦其の打擊を受けて自己の存立を維持し能はざる以上は到底其効果を期待し能はざるは勿論である。更に亦營利的事業に從事するものに對して損失するも勞働者を解雇するなからんことを主張する要求の如きも亦之を同じく不能を人に求むるものであつて、共に反動に對する救濟策として其價値を認むる事は出來ないのである。勿論政府當局に以て此際勞働者救濟策を講ずることは極めて必要のことに屬するけれども若し反動的趨勢にして甚だしく大にして失業者の夥しき數に上らんか、政府の獨力を以てして到底滿足なる解決を期することは出來ないのである。之に於てか、吾輩は政府の外に國民的救濟機關の必要を感ずるのである。

國民的救濟機關の必要

國民的救濟機關とは何ぞや、之を一言にして盡せば國民の義務心に訴へて擧國一致の救濟機關を設けんとするのである。而して其の組織は如何と云ふに、吾輩は之を以て

むるを得るのである。是れ我輩が救濟策よりも其豫防策に重きを置く所以であるが、然らば此點に關して我當局は如何なる政策を採りつゝあるやと云ふに之れ亦米價に於けると同じく全然自由放任の見地に立つてゐるらしく見えるのである。則余輩が本誌前號に述べたるが如く通貨の膨脹抑止に對しては適當の方策あるにも拘はらず敢へて爲替政策を自由に放任して輸出を不利に陷れしめたるが如き其一例である。斯の如くんば正金銀行が日本銀行より與へらるゝ特典は何の目的に出づるものなりや、少なくとも國際銀行業の發達したる今日にては之を知るに苦しむのである。更に對外放資を極力營むは外國の原料を自國に求め且つは對外販路を維持する上に於て今日殆んど缺く可からざる事項であるに拘はず、よし政治上の理由に出づるとは云へ現內閣は對支放資の打切りを聲明してゐるのである。斯くの如き自由放任主義は是れ政府自ら戰後の反動的趨勢を助長して勞働者の地位を危險に導きつゝあるものと云はざるを得ないのである。其他來る可き講和會議に於て列國が其殖民地の原料及び市場を各其自國產業の爲により有利に利用せんとするに際して我政府は如何なる方策を以て之に對應す可き胸算の存するや。何れにして吾人は自由放任主義の可なるを認むることは出來ないのである。若し原內閣の政策にして斯の如くんば天上を知らざる米價の騰貴に苦む細民は更に戰後の反動に其命を縮めんとしてゐるのである。國民が今日現內閣を歡迎しつゝあるのは之れ同內閣が政黨內閣として時代思潮に投じ且つは日本最初の政黨內閣として新奇を喜ぶ人の情によるものであつて、必ずしも原內閣を歡迎してゐるのではないのである。而も原內閣を歡迎しつゝある人とは生活の憂なき人々であるに注意しなければならぬ。夫れ事の成るは成るの日に成るのではない。若し現內閣にして飽く迄自由放任主義に終始せんか同內閣の運命の凋落の兆は既に早く今日政黨內閣視の盃盤の內に崩さしつゝあるものと云はざるを得ないのである。吾輩は現內閣の將來に對し大なる期待を有するものなるが故に敢て今日早く此の苦言をなすものである。

批評と紹介

堀江歸一著『支那經濟小觀』

大正七年十月東京新美書店發行
四六版二百二十頁定價金壹圓貳拾錢

昨年九月北京に於て財政部の官吏、中國交通兩銀行の行員等を會員とせる財政金融學會なるもの組織せられしが、堀江博士は其の招聘に應じ同會に臨みて同十月中旬より年末迄二ヶ月半に亘り通貨銀行及び金融等の學理並に史實に關する講義を開き、會員を啓發指導するに努むると同時に民國當局者の諮詢を容れ幣制及び銀行制度の改正上に就きて調査觀察せられたり。本書は即ち北京滯在中に於ける經驗、見聞及び調査を基礎として支那の重要經濟問題及び其解決に對して下したる博士の斷案及び評論を直截簡明に記述するを主たる目的として著されたるものなるが如し。

本書に於て論駁せる所は支那の幣制改革、中國銀行條例の改正、日支間の經濟同盟、富源の開發に對する民國政府の排外的態度、對支經濟的援助等の諸問題を含み稍々多岐に亘れども、著者が最も意を用ひて取扱へる中心問題は幣制の改革に外な